

第2章 給 料

○岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例

平成18年4月21日 条例第10号

改正 平成19年2月21日 条例第2号
平成20年2月22日 条例第1号
平成21年5月29日 条例第1号
平成21年11月30日 条例第2号
平成22年2月18日 条例第1号
平成22年6月30日 条例第2号
平成22年11月30日 条例第4号
平成24年3月12日 条例第2号
平成24年5月1日 条例第3号
平成25年3月29日 条例第2号
平成26年11月28日 条例第3号
平成28年2月15日 条例第1号
平成28年3月23日 条例第2号
平成28年11月30日 条例第4号
平成29年2月9日 条例第1号
平成29年12月18日 条例第3号
平成30年12月17日 条例第4号
令和元年12月17日 条例第2号
令和2年2月20日 条例第1号
令和2年3月19日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、別に定めるものを除き、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 この条例で給与とは、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この条例の定めるところにより支給する。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

第4条 職員に適用する給料表は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第33条に規定する職員には適用しない。
- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、別表第2に定めるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 管理者は、組合の組織に関する条例、規則及び組合の機関の定める規定の趣旨に従い、並びに前条第3項の規定に基づく職務の分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改訂することができる。

- 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別表第2及び規則で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳(規則で定める職員に於ては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条 法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定に基づき採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、毎月1回その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の15日以後の日のうち規則で定める日とする。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与からの控除)

第9条 管理者は、毎月給与を支給する際、職員の給与から次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除して支給することができる。

- (1) 一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構に納付すべき掛金その他の徴収金
- (2) 釜石市職員共済会に納付すべき出資金、貸付返済金及びその他の徴収金
- (3) 職員団体に納付すべき組合費その他の徴収金
- (4) 組合構成市町に納付すべき公営住宅使用料及びその他の徴収金
- (5) 岩手県市町村職員共済組合が行なう貯金
- (6) 全国市長会が行う任意生命保険の保険料
- (7) 全国市長会が行う個人年金共済の掛金
- (8) 全国都市職員災害共済会が行う火災共済の共済掛金
- (9) 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金

(給料の調整額)

第10条 任命権者は、給料月額が、職務の複雑困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

(初任給調整手当)

第11条 次号に掲げる職に新たに採用された職員には、次号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので規則で定めるもの 月額2,500円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額、その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母

- (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1 人については 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 13 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項のただし書きは、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定に準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第 14 条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 1 級地 100 分の 20
 - (2) 2 級地 100 分の 16

- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次号において「単身赴任手当支給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 45,000 円を超えるときは、その額と 45,000 円との差額の 2 分の 1（その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは、5,000 円）を 45,000 円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 45,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、45,000 円との差額の 2 分の 1（その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは、5,000 円）を 45,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 通勤距離を考慮して 31,600 円（規則で定めるところにより通勤が不便であると認められるものにあつては 31,600 円）の範囲内で規則で定める額（その使用する自動車等が自動車以外の交通用具で、規則で定めるものである場合にあつては、その者が前項第 1 号及び第 3 号に掲げる職員に準ずる職員とみなし、前号及び次号により算出した額とする。育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）
 - (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が 45,000 円を超えるときは、その額と 45,000 円との差額の 2 分の 1（その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは、5,000 円）を 45,000 円に加算した額）、第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に規則で定める。

（単身赴任手当）

第 17 条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第 18 条 職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組み入れることが困難な事情があるときは、その特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、別に条例で定める。

（給与の減額）

第 19 条 職員が勤務しないときは、勤務時間等条例第 9 条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第 10 条第 1 項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。（以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等条例第 9 条に規定する年末年始の休日（勤務時間等条例第 10 条第 1 項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 前項の勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じた時間で除して得た額とする。

（時間外勤務手当）

第 20 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第 23 条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 再任用短時間勤務職員が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が40時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（宿日直手当）

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるもの（以下「半日勤務日」という。）に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、6,600円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

- 2 前項の勤務は前条、次条、第23条、第26条第1項及び第2項の勤務には含まれないものとする。
（夜間勤務手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第23条 祝日法による休日等（勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第24条 第20条及び前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める時間で除して得た額とする。

(管理職手当)

第25条 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、別に指定するものについては、その特殊性に基づき第4条に規定する給料表に掲げられている給料額につき適正な管理職手当額表を定めることができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による管理職手当額について準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第27条 第20条、第22条及び第23条の規定は、前条に規定する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第34条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の130.0、12月に支給する場合においては100分の130.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130.0」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の130.0」とあるのは「100分の72.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
 - 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他

これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内に期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45.0を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第28条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(再任用職員についての適用除外)

第32条 第12条、第14条から第15条まで、第17条の規定は、再任用職員には適用しない。

(会計年度任用職員の給与)

第33条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかか

わらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(休職者の給与)

第 34 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 職員が岩手沿岸南部広域環境組合職員の休職の事由に関する条例(平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 6 号。以下「休職条例」という。)第 2 条に掲げる場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則の定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

6 法第 28 条第 2 項又は休職条例の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り前 5 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

8 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で同項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第 28 条第 1 項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 29 条及び第 30 条の規定を準用する。この場合において、第 29 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 34 条第 8 項」と読み替えるものとする。

(単純労務者の給与の種類、及び基準)

第 35 条 法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

(補則)

第 36 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 28 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定の

適用については、第28条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第31条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則（平成19年2月21日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第31条第2項第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。
（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成21年6月1日において減額対象職委員（職員であって、その者に適用される給料表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。以下この項において同じ。）であった者に対して同年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.39を乗じて得た額（同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員で最高の号

給を受けるものとの権衡を考慮して規則で定める減額改定対象職員にあつては、規則で定める額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 24 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 22 年 6 月 30 日より施行する。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 22 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 24 年 5 月 1 日より施行する。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 26 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定中別表の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 2 月 15 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条中第 28 条第 2 項及び第 31 条第 2 項第 1 号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から、第 1 条中別表の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日条例第 2 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の切替日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の給料の切換えに伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前条に規定する職員を除く。)について、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同条の規定に準じて、給料を支給する。

第5条 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2条の規定に準じて、給料を支給する。

第6条 前3条の規定による給料を支給される職員に関する岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第28条第4項(給与条例第31条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、給与条例第28条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成28年岩手沿岸南部広域環境組合条例第2号)附則第3条から第5条までの規定による給料の額との合計額」とする。

(岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員に関する条例の規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年11月30日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第31条第2項第1号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年12月1日から、第1条中別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年2月9日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する特例)
- 2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第12条第3項	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶	前項第1号に該当する配偶者(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という)については1人につき8,000円(職
---------	--	---

	<p>養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円</p>	<p>員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）</p>
第13条第1項	<p>その旨</p>	<p>その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）</p>
	<p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p>	<p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者の不在職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
第13条第3項	<p>においては、その</p>	<p>又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの</p>
	<p>その日が</p>	<p>これらの日が</p>
	<p>の改定</p>	<p>の改定（扶養親族たる子で第1項による届出に係るものがある職員で配偶者の不在ものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規</p>

		<p>定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定</p>
--	--	--

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成29年12月18日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第31条第2項第1号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年12月1日から、第1条中別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月17日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第31条第2項第1号及び第2号の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年12月1日から、第1条中第21条第1項及び別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月17日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年2月20日条例第1号抄)

(施行期日)

- 第1条** この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第4号）

（施行期日）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,400	197,200	233,500	266,500	292,300	322,100	366,200
	2	148,500	199,000	235,200	268,400	294,500	324,300	368,800
	3	149,700	200,800	236,700	270,200	296,600	326,600	371,200
	4	150,800	202,700	238,300	272,300	298,600	328,800	373,800
	5	151,900	204,200	239,700	274,000	300,600	331,000	375,700
	6	153,000	206,000	241,400	275,800	302,700	333,100	378,300
	7	154,100	207,800	242,900	277,600	304,900	335,300	380,600
	8	155,200	209,600	244,500	279,700	306,900	337,500	383,100
	9	156,200	211,200	245,700	281,700	308,800	339,400	385,500
	10	157,700	213,100	247,200	283,700	311,200	341,600	388,300
	11	159,000	214,900	248,800	285,600	313,400	343,600	390,900
	12	160,300	216,700	250,100	287,500	315,700	345,900	393,600
	13	161,500	218,100	251,600	289,600	317,800	347,700	396,000
	14	163,000	219,900	253,000	291,500	319,900	349,700	398,300
	15	164,500	221,600	254,300	293,400	322,200	351,700	400,600
	16	166,100	223,400	255,700	295,200	324,300	353,700	403,000
	17	167,300	225,200	257,300	297,000	326,200	355,500	404,800
	18	168,900	226,900	258,800	299,000	328,200	357,500	406,800
	19	170,400	228,500	260,500	301,200	330,200	359,300	408,700
	20	171,900	230,100	262,300	303,200	332,200	361,200	410,600
	21	173,200	231,500	263,900	305,100	334,000	363,100	412,500
	22	175,900	233,200	265,600	307,200	336,100	365,000	414,300
	23	178,500	234,900	267,300	309,200	338,100	367,100	416,100
	24	181,200	236,500	268,900	311,400	340,200	369,000	418,000
	25	183,800	237,500	270,800	313,100	341,600	371,000	419,800
	26	185,500	239,000	272,600	315,200	343,600	372,900	421,300
	27	187,100	240,400	274,300	317,200	345,500	374,900	422,900
	28	188,800	241,600	276,000	319,200	347,400	377,000	424,500
	29	190,300	242,800	277,800	320,900	349,000	378,500	426,100
	30	192,100	244,000	279,500	323,000	350,900	380,300	427,400
31	193,900	245,000	281,300	325,100	352,800	382,100	428,700	

32	195,600	246,300	282,800	327,200	354,700	383,700	429,900
33	197,200	247,600	284,300	328,400	356,600	385,500	431,100
34	198,600	248,600	286,200	330,400	358,400	386,900	432,400
35	200,100	249,800	288,100	332,400	360,200	388,500	433,800
36	201,700	251,100	290,000	334,500	361,900	390,100	435,000
37	203,000	252,000	291,600	336,400	363,300	391,500	436,200
38	204,300	253,300	293,300	338,300	364,600	392,700	437,000
39	205,500	254,500	295,100	340,300	366,100	393,900	437,800
40	206,800	255,900	296,900	342,200	367,500	395,000	438,600
41	208,100	257,300	298,400	344,200	368,800	396,100	439,200
42	209,400	258,700	300,200	346,100	369,700	397,300	439,900
43	210,700	259,900	301,700	347,900	370,800	398,500	440,600
44	212,000	261,100	303,300	349,800	371,900	399,700	441,300
45	213,200	262,300	304,900	351,300	372,700	400,400	442,100
46	214,500	263,500	306,600	352,700	373,600	401,100	442,900
47	215,800	264,800	308,200	354,200	374,500	401,800	443,300
48	217,100	266,000	310,000	355,800	375,400	402,500	444,100
49	218,200	267,100	310,900	357,400	376,300	403,100	444,600
50	219,300	268,200	312,400	358,200	377,200	403,700	445,000
51	220,300	269,500	313,900	359,400	378,000	404,200	445,400
52	221,400	270,800	315,500	360,400	378,800	404,600	445,800
53	222,500	271,800	317,100	361,300	379,500	405,000	446,200
54	223,500	272,900	318,700	362,400	380,200	405,300	446,600
55	224,500	274,200	320,300	363,300	380,900	405,600	447,000
56	225,500	275,500	321,900	364,400	381,600	405,900	447,300
57	225,800	276,400	323,400	365,300	382,100	406,200	447,600
58	226,600	277,500	324,600	366,100	382,700	406,500	448,000
59	227,400	278,400	325,800	366,800	383,300	406,800	448,300
60	228,100	279,500	327,000	367,500	384,000	407,100	448,600
61	228,800	280,600	327,700	367,900	384,400	407,400	448,900
62	229,800	281,600	328,600	368,500	385,100	407,700	
63	230,600	282,500	329,400	369,200	385,700	408,000	
64	231,400	283,500	330,200	369,900	386,300	408,300	
65	232,100	284,000	331,100	370,200	386,700	408,600	
66	232,800	284,900	331,500	370,900	387,300	408,900	
67	233,800	285,600	332,300	371,600	387,900	409,200	
68	234,800	286,500	333,100	372,300	388,600	409,500	

69	235,500	287,600	333,900	372,600	389,000	409,700
70	236,100	288,400	334,600	373,200	389,500	410,000
71	236,600	289,200	335,300	373,900	390,000	410,300
72	237,300	290,000	336,000	374,500	390,600	410,700
73	238,100	290,800	336,500	374,800	390,900	410,900
74	238,700	291,300	337,100	375,400	391,300	411,200
75	239,300	291,700	337,600	376,100	391,700	411,500
76	239,800	292,200	338,200	376,700	392,100	411,700
77	240,500	292,400	338,500	377,200	392,400	411,900
78	241,200	292,700	339,000	377,700	392,700	
79	241,900	292,900	339,400	378,300	393,000	
80	242,400	293,300	339,900	378,800	393,300	
81	242,900	293,500	340,300	379,300	393,500	
82	243,700	293,700	340,800	379,900	393,800	
83	244,400	294,100	341,300	380,400	394,100	
84	245,100	294,400	341,800	380,700	394,300	
85	245,700	294,700	342,100	381,100	394,500	
86	246,400	295,000	342,500	381,600	394,800	
87	247,100	295,300	343,000	382,000	395,100	
88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300	
89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500	
90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800	
91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100	
92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300	
93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500	
94		297,500	345,700	384,900	396,800	
95		297,800	346,200	385,300	397,100	
96		298,200	346,600	385,700	397,300	
97		298,500	346,800	386,000	397,500	
98		298,800	347,200	386,500		
99		299,200	347,600	386,900		
100		299,600	347,900	387,300		
101		299,800	348,200	387,600		
102		300,100	348,600			
103		300,500	349,000			
104		300,800	349,400			
105		301,000	349,900			

106			301,300	350,300				
107			301,700	350,700				
108			302,000	351,100				
109			302,200	351,600				
110			302,600	352,000				
111			303,000	352,300				
112			303,300	352,600				
113			303,500	353,100				
114			303,700					
115			304,000					
116			304,400					
117			304,600					
118			304,800					
119			305,100					
120			305,400					
121			305,800					
122			306,000					
123			306,300					
124			306,600					
125			306,900					
再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第33条に規定する職員を除く。

別表第2(第4条関係)

等級別基準職務表

等級	標準的な職務
1級	主事補、技師補、主事又は技師の職務
2級	主事、技師又は主任の職務
3級	主任、主査又は係長の職務
4級	係長又は主幹の職務
5級	主幹又は事務局次長の職務
6級	事務局次長又は事務局長の職務
7級	事務局長の職務